

平成 25 年 7 月 3 日

経済戦略局総務部総務課担当係長、市職経済局支部長との事務折衝

(支部)

- ・企業立地部事業創出課の職員の勤務時間の割振り変更について、次の 3 点を指摘する。
- ・1 点目に、勤務時間の割振り変更を行う日においては、勤務開始時刻が 11 時 30 分となることから、勤務開始時刻と登庁時刻に大きな差が生じることをないようにすること。
- ・2 点目に、休憩時間後、勤務終了時刻まで 7 時間あることから、職員の健康管理について留意すること。
- ・3 点目に、各種イベントの終了時刻が 20 時を超えるため超過勤務を命じ、一日の勤務時間が 8 時間を超える場合には、少なくとも 15 分の休憩時間を適切に取得させること。

(局)

- ・ご指摘の点については、勤務時間の割振り変更の実施にあたり、適切に運用するよう管理監督者と連携して取り組んでいく。

(支部)

- ・指摘した点については、適切に運用されることを求めたうえで、勤務時間の割振り変更については了解する。